



# 信頼性確認制度の比較

	米国	英国	独国	仏国	加国	日本
包括的な信頼性 確認制度の有無	○ セキュリティ・クリア ランス制度	○ 身元調査制度	○ セキュリティ・スク リーニング制度	○ 行政調査制 度	○ セキュリティ・クリアラ ンス制度	—
信頼性確認が実 施されている分野	○ 国防、治安等	○ 国防、航空等	○ 国防、安全、 航空等	○ 国防、治安、 航空等	○ 国防、航空等	—
全体基準の作成	行政当局	行政当局	行政当局	治安当局	行政当局	—
情報所有主体	治安当局	治安当局	治安当局	治安当局	治安当局	治安当局
確認実施主体	原子力分野は 事業者	規制当局	規制当局	治安当局	規制当局	—
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国家安全に係る分野について、国による信頼性確認制度あり。</li> <li>●治安当局や民間機関等からの情報に基づき信頼性確認を実施。</li> <li>●原子力分野もこれに準ずるが、原子力分野の実施主体は事業者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1994年首相声明を受け、内閣府策定の共通基準に基づき、各分野横断的・統一的に信頼性確認を実施。</li> <li>●治安分野の実施主体は国防身元確認庁、原子力分野は貿易産業省。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●連邦憲法擁護庁が治安に係る個人情報収集・一括管理。本情報を用い、各分野横断的・統一的に信頼性確認を実施。</li> <li>●治安分野の実施主体は治安機関、原子力分野は規制当局。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●警察・国家憲兵隊が各分野横断的・統一的に信頼性確認を実施。</li> <li>●治安分野、原子力分野とも、実施主体は警察・国家憲兵隊。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カナダ予算庁策定の共通基準「Personal Security Standard」に基づき、各分野横断的・統一的に信頼性確認を実施。</li> <li>●治安分野の実施主体は治安機関、原子力分野は原子力安全委員会。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信頼性確認は、国及び事業者のいずれも未実施。</li> </ul>

「原子力施設における内部脅威への対応について」(平成17年6月、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子力防災小委員会報告書より)

**信頼性確認制度導入に対する  
「総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子力防災小委員会」における見解  
「原子力施設における内部脅威への対応について、平成17年6月」より**

**信頼性確認実施上の課題**

(1) 基本的人権の尊重

(2) プライバシー保護

(3) 制度の実効性

- ・ 確信犯的な脅威者の排除には、関係機関の連携が不可欠
- ・ 個人の同意を前提とした制度とすると、センシティブな情報を知られることへの抵抗感から制度が機能しない恐れがある他

(4) 制度の実現性

原子力施設における階層的。多層な雇用構造の下、で事業者による一元的な雇用管理の実現は困難との指摘他

(5) 国民的合意の形成

プライバシーを含む基本的人権に一定の制約を課すことについての、国民の理解と合意を得ることが必要他

「信頼性確認制度」の創設に反対し、核情報に関わる情報公開の  
推進を求める意見書  
2012年(平成24年)12月20日  
日本弁護士連合会

概略以下の理由により「信頼性確認制度」の導入に反対するとして「意見書」を公表した。

核物質又は原子力施設の防護に関する機微情報の管理は、誰にでも許されることではないが、「信頼性確認制度」の実効性は何ら明らかでないのみならず、かえって対象者の**プライバシーを侵害し、差別をもたらす危険性**が極めて高い。

また、情報公開及び情報へのアクセスの保障は民主主義の大前提にも関わらず、現在の我が国における原子力発電所を含む核施設等に関する情報公開が極めて不十分である。今、我が国が行うべきは、核に関わる情報の適切な情報公開の推進である。

## 米国シンクタンク “Nuclear Threat Initiative (NTI)” の ”Nuclear Materials SECURITY INDEX“

世界の核爆弾利用可能な核物質の保有量は全体として減りつつある。  
しかしながら一部の国では、その保有量を増やしつつある。

1. 前回2012年のセキュリティーインデックス時に比べ、仏、露、米を含む13か国で、核爆弾利用可能な核物質が削減された。更に前回32ヶ国あった1kg以上の核爆弾利用可能な核物質を持つ国は32ヶ国から25か国に減った。
2. このような中、以下の4か国では、この4年の間に、核爆弾利用可能な核物質の保有量が増えた。英国と日本は、民生用プルトニウムのプルトニウム保有量が増えた。この両国は発電用原子炉にプルトニウム使い続けている。日本と英国は、原子炉で使用する量を超える、プルトニウムを生産し、或は受け取っている。  
インド、パキスタンは、民生用、核爆弾利用のためプルトニウムを増やしてきた。
3. 今回の2014年セキュリティーインデックスにおける日本の最も顕著なステップは、独立した原子力規制機関を作ったことである。ただしInsider Threat Prevention の Personal Vettingは、日本は、ウズベキスタンと共に、0点で、25か国中23位

## V. まとめ

半世紀前から、エネルギー資源に乏しい日本の現状に鑑み、高速増殖炉サイクルを自前で持つことを目指して、原子力開発を進めてきた日本の核燃料サイクル政策は、福島事故後、先行き不透明となった。

過去半世紀にわたって培ってきた技術を守るためにも以下の課題解決が求められるのではないかと。

まず地域的問題、

- (1) 第2再処理工場の見通し不透明となったことから、使用済MOXの行方も不透明となり今後MOX利用の地元了解取りつけ困難になるのではないかと懸念が生まれる。
- (2) 全国の原子力発電所の使用済燃料貯蔵プールの残存容量は、全国平均で30%を切っており、一部の発電所では2年を割る状況となっている。  
さらに六ヶ所の使用済燃料受入れ容量も10%を切っている。  
使用済燃料を六ヶ所へ送り込まないと停止に追い込まれる発電所が出る可能性がある。
- (3) 青森県は、原子力政策見直しによりサイクル政策を放棄するなら六ヶ所の使用済燃料は、発生元に返還するとしている。
- (4) 使用済燃料乾式貯蔵施設への地元了解取りつけが喫緊の課題。

## そして、国際問題

日本はかねて、厳しい核不拡散に対する国際視点に立って、利用目的のないプルトニウムは持たないこと  
基本に、プルトニウムの生産と消費の見通しを透明性をもって国際社会に発信してきた。

MOX利用の見通しのないまま六ヶ所を稼働すると、いわゆる「利用目的の明確でないプルトニウム」の蓄  
積が増えることとなり、核拡散の国際規範に反するとして、国際的に特に米国の強い不信を招くことになる。

プルトニウム利用の用途が立たぬまま六ヶ所を動かせば、厳しい国際批判を浴び、一方六ヶ所を動かさない  
と、使用済燃料の行き場がなくなり停止に追い込まれる原子炉が出ることとなる。

さらに六ヶ所の操業不安定は、同施設への投資資本の回収をも困難にすることとなる。

利用目的のないプルトニウムの保有を減らすと共に、サイバー攻撃も視野に入れた、国際的に認められる強  
固なセキュリティ体制、仕組みをいかに作るかが益々、問われる。

更に、2018年に迫った日米原子力協定の期限も視野に入れた戦略、対応が待たなしで求められているの  
ではないか。

## (補足－1)

## 電力システム改革の経緯

1. 平成23年10月：電力システム改革に関する論点の整理を目的として、経済産業省に「電力システム改革に関するタスクフォース」設置
2. 平成23年12月：「電力システム改革に関するタスクフォース」が論点整理公表
3. 平成23年12月：総合資源エネルギー調査会基本問題委員会「新しいエネルギー基本計画」策定に向けた論点整理」公表
4. 平成24年1月：「電力システム改革専門委員会」の設置
- 平成25年2月：「電力システム改革専門委員会」報告書公表
6. 平成25年4月：電力システムに関する改革方針」閣議決定
7. 平成25年4月：電気事業連合会「広域運用の拡大で何が変わるのか」公表
8. 平成25年7月：総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会の下に「制度設計ワーキンググループ」を設置。
9. 平成25年10月：「電気事業法の一部を改正する法律案」が閣議決定
10. 平成25年11月：改正電気事業法成立 2015年に全国規模で電力需給を調整する「広域系統運用機関」を設立

(補足一2) 電力システムに関する改革方針 平成25年4月2日 閣議決定

### 1. 第1段階: 広域系統運用機関の設立

平成25年(2013年)通常国会には、昨今の電力の需給ひっ迫状況の改善等に資するよう、広域系統運用機関の制度の創設を中心とした法律案を先行的に提出する。広域系統運用機関は、平成27年(2015年)を目途に設立する。

また、段階的かつ確実に改革を進めるため、本法律案の附則に、以下2. の電気の小売業への参入の全面自由化に係る制度、以下3. の送配電部門の中立性の一層の確保に係る制度及び電気の小売料金の全面自由化に係る制度を構築するために必要な法律案を提出する時期やその実施時期をプログラム規定として措置する。

### 2. 第2段階: 電気の小売業への参入の全面自由化

平成26年(2014年)通常国会に、電気の小売業への参入の全面自由化に係る制度を構築するために必要な法律案を提出し、平成28年(2016年)を目途に、これを実施する。

### 3. 第3段階: 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、

#### 電気の小売料金の全面自由化

平成30年から平成32年まで(2018年から2020年まで)を目途に法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保に係る制度及び電気の小売料金の全面自由化に係る制度を実施することとし、そのために必要な法律案を平成27年(2015年)通常国会に提出することを目指すものとする。

また、電気の小売料金の全面自由化に係る制度を平成30年から平成32年まで(2018年から2020年まで)の間に実施することとした場合に、小売電気事業者の間の適正な競争関係が確保されていないこと等により、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、当該制度の実施時期を見直す。



(補足一3) 福島事故がもたらした原子力発電を取り巻く環境変化  
が産んだ新たに取り組まねばならない課題(1)

1. 安全・核セキュリティの脆弱性の克服

- (1) 安全文化再構築＝経営トップから現場まで人材育成の見直し
- (2) 実効ある組織横断的危機管理能力の育成・維持
- (3) 多層下請け構造の抜本的見直し、直営現場力の強化
- (4) 電気事業者が自主的に安全向上を目指す“”飴と“鞭”がビルトインされた仕組み  
の構築

(参照すべき例) 米国NRCの Reactor Oversight Process

INPOの Performance Indicators Programme

2. 国民とのリスクコミュニケーションの見直し

- (1) 低線量被ばくへの健康影響の理解促進のための科学的情報の収集・発信と対話への積極的取組
- (2) 放射能放出を前提とした地域防災・避難計画策定への積極的参画
- (3) “国民目線”の不断の収集と対応

(補足一3) 福島事故がもたらした原子力発電を取り巻く環境変化が産んだ新たに取り組まねばならない課題(2)

### 3. 電力システム改革への対応

(1)原子力発電(大規模初期投資のファイナンスリスク大)のリプレース、新規投資を可能

とする新たな仕組み

(2)バックエンド事業の官民役割分担の見直し

(3)福島事故の教訓を踏まえた原子力損害賠償制度の見直し

### 4. 受動的安全性向上、現場作業・組み立て極力低減・モジュラー化、Security by

Design など新たな概念の炉型開発：事業者とメーカーの協力・協調

(補足一4) 本音の議論すべきか、しばらく沈黙か、様子見か

- 新たな基本計画には敢えて、原発を含めた将来の電源構成は盛り込まなかった。経産省は表向き「今は責任を持った見通しを作れない」とするが、実際のところは「脱原発を求める声がある中で、更に世論の反発を招きかねない」(同省幹部)と明かす。原発への抵抗感が薄らいだころに議論を始めたいのが本音だ。(4月12日朝日新聞朝刊)
- まずは規制を満たして再稼働。サイクルの将来などその他は全て、それから。
- プルトニウムバランス問題は、うかつに議論するとアメリカに火をつける。再稼働が進むまで、じっとしているほうが良い。  
日本はIAEAの厳格な査察下であり、核兵器転用などあり得ないので、肅々と六ヶ所の操業を進めればよい。
- テロ対策強化の議論も同様。しかも機微な問題でもあるので、うかつな議論は避けるべき。

## 最後に

エネルギーの選択は詰るところ、これから私達は、どのような社会を望みどのような生活がしたいのか、国民一人一人の問題ではないかと考える。であるなら、国民一人一人が、この問題から出発して、エネルギーの選択の問題の議論ができる場の設定、その場への十分な情報の提供が求められるのではないか。

福島事故を踏まえた日本の今後のエネルギーの在り方を巡る議論には、一般国民の積極的参加、とりわけ次代を担う若者の参加が欠かせないのではないかと考える。

更に、日本の将来、言葉を換えれば私たち一人一人の生活、生き方に極めて大きな影響を与える問題であれば、十分な情報とその精査に基づく慎重な検討・評価なしに決められてはならないのではないか。

感情的・情緒的判断であってはならない。

福島事故後、原子力発電とそれを担ってきた者たちに対する信用が大きく失われた中、メディアの論調はじめ各署の議論は相変わらず、「推進」「反対」の二項対立を脱していないものが多くみられる。

今や、激変する国際情勢、日本の人口減少傾向、国際的立ち位置の相対的低下などの環境下で、日本の明日をどうするのかの議論をせねばならない時、二項対立から脱せねばならないのではないか。専門家による科学的、正確な情報に基づいた、広く一般国民が参加した議論の場が求められるのではないか。

しかしながら、未だ判断のための十分な情報が提供されているとは言い難い状況にあるのではないか。

如何に安全を強化してもゼロに出来ないリスクと、ゼロに出来ないなら、原子力を選択肢から外すことにより生ずるリスクの評価が求められている。

今後、政、官、学、産の各界は、積極的にこの議論の場の設定に努めると共に、エネルギーの選択肢の違いがこれからの日本の産業、生活に与える影響についての客観的かつ公正な評価を、積極的に国民的議論の場に提示することが求められるのではないか。

更に、メディアは、これらの情報、議論の経過などを公正に伝える役割を、これまで以上に担うべきではないか。この意味で、情報を広く国民一人一人に伝えるためにメディアの役割も、益々重くなる。

原子力発電の開発初期から関って来たOBは、自らもこの事故に責任があるとの認識に立って、改めて時の経過と共に原子力発電の安全性の基盤を揺るがし、今回事故に至った要因は何であったのかを、各自のこれまでの原子力への取り組みを振り返って、洗い出せないか、との観点で今後とも議論を深めてゆくことが求められるのではないかと。

当然のことながら、このような議論は実際に現場を預かる現役の場では、繰り返し議論されていることと思うが、原子力発電の初期から長年原子力に係ってきたOBとして、激変する原子力の渦中で奮闘する現役とは少し違う景色も見えるのではないかと。その立ち位置からの提言・助言などが少しでも今後の日本のエネルギー問題の議論に役立てばと願うものである。



ご清聴ありがとうございました